

**確定申告相談会**

⑩10008615

**◆年金受給者の方**

対象：年金受給者の方で、還付を受けるための申告書を提出する方  
日時：2月6日（火）～15日（木）／土・日曜日、祝日を除く／午前9時～正午、午後1時～5時（受付4時まで）  
場所：豊橋税務署（豊橋地方合同庁舎内）

**◆住宅を取得した方**

対象：給与所得者の方で、金融機関などから借入をして新築または中古住宅を取得された方  
日時：2月6日（火）～15日（木）／土・日曜日、祝日を除く／午前9時～正午、午後1時～5時（受付4時まで）  
場所：豊橋税務署（豊橋地方合同庁舎内）

☎(0532)526201

▼豊橋税務署

（豊橋地方合同庁舎内）



**手書きで申告書を作成されている方へ**

⑩10008255

確定申告書は国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>) で作成できます。

国税庁HPの「確定申告書作成コーナー」を利用して、画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。ぜひご利用ください。

⑩書面提出するとき  
作成した確定申告書を印刷して、所轄税務署に郵送などにより提出してください。  
⑩e-Tax（電子申告）を利用するとき  
所得税・法人税・消費税などの国税の申告および納税などは、インターネットを利用して行うことができます。

e-Taxを利用することによって、添付書類の提出が省略でき、書面申告に比べ還付金処理が早くなるなど

どのメリットがあります。利用方法など、詳細は国税庁HPをご覧ください。

▼豊橋税務署

☎(0532)526201

**確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です**

⑩10008615

マイナンバーを記載した申告書などを提出する際は、マイナンバー



バーコードなどの本人確認書類を提示するか、その写しを申告書などに添付する必要があります。

申告書などを提出する際は、次のいずれかのものを提示またはその写しを添付してください。

- ①マイナンバーカード
- ②通知カード＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※マイナンバーカードを利用して、ご自宅などのパソコン

からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要があります。

※詳細は、国税庁HP「社会保障・税番号制度（マイナンバー）」(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/info/index.htm>)をご覧ください。

▼税務課

☎233509 FAX230180

**確定申告書に関するお問い合わせはお電話で**

⑩申告に関するご質問や必要な書類の確認をしたいとき

▼豊橋税務署

☎(0532)526201

⑩確定申告書等作成コーナーの操作が分からないとき  
▼e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
☎(0570)015901  
（受付：月～金曜日／午前9時～午後5時）

⑩マイナンバーカードに関する

ICカードリーダーの設定などが分からないとき

▼マイナンバー総合フリーダイヤル  
☎(0120)950178

（受付：月～金曜日／午前9時30分～午後8時、土・日曜日、祝日／午前9時30分～午後5時30分、年末年始を除く）

**個人住民税は給与天引き（特別徴収）で**

⑩10003513

地方税法および田原市市税条例の規定により、給与を支払う事業主は、原則として個人住民税（市民税＋県民税）を特別徴収しなければなりません。

東三河8市町村では特別徴収未実施の事業所を、平成28年5月から「特別徴収義務者」に指定しています。

まだ特別徴収を実施していない事業主の方は、切り替えをお願いします。

▼税務課

☎233509 FAX230180

